

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する下記業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 5 年 7 月 31 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1 入札対象業務

(1) 業務名

公用車リース（電気自動車 2 台）

※調達予定車両：三菱 e Kクロス EV 2 台

※調達予定車両と同程度以上の室内寸法であり、電気自動車であれば「同等品確認書」を提出し、その承認を得ることで、別の車種でも納車可能とする。（※詳細は、別紙「同等品確認書について」を参照。）

(2) 納入場所

粕屋町役場（福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号）

(3) 納入期限

別紙の仕様書のとおり

※上記期日までに納入が間に合わない場合は別途、協議を行い、期間の延長を行う。

(4) 契約書の作成

受注者側でリース契約書を作成する。

2 入札スケジュール

番号	内容	日程
1	公募開始（公告）	令和 5 年 8 月 8 日（火）
2	入札参加申込期間 仕様書等の閲覧期間 仕様書等に関する質問期間	令和 5 年 8 月 8 日（火）から 令和 5 年 9 月 4 日（月）まで
3	入札参加資格の確認結果通知（FAX）	令和 5 年 9 月 7 日（木）
4	仕様書等に関する質問に対する回答	令和 5 年 9 月 7 日（木）
5	入札書の提出期限（郵送入札）	令和 5 年 9 月 14 日（木）17 時まで
6	開札	令和 5 年 9 月 15 日（金）10 時から
7	契約日	落札者決定から 7 日以内

3 入札参加者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和4・5年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成13年粕屋町要綱第5号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 直近1年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 福岡県内に本店又は支店を有すること。
- (3) 過去10年以内に国、または地方公共団体等と本業務にかかる種類及び規模を同じくする契約を締結したことがあること。

4 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとすること。
 - 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - 過去10年以内に国又は地方公共団体等と本業務にかかるその種類及び規模を同じくする契約を締結していることを証する書類（例：契約書の写し、履行証明書等）
 - ※実績は自動車1台分の実績でも可とする。
- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>公募>一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の申請書をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

5 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送すること。

郵送宛先 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町住民福祉部介護福祉課 高齢者支援係担当 行

※封筒の表面に「公用車リース（電気自動車 2台）申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

6 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 「2 入札スケジュール」のとおり
- (2) 閲覧場所 ホームページ
- (3) 仕様書等に関する質問

ア 質問受付

「2 入札スケジュール」のとおり。ただし、最終日は、17 時までに介護福祉課へ到着した分までとする。

イ 送信先 粕屋町住民福祉部介護福祉課 高齢者支援係
「kourei@town.kasuya.fukuoka.jp」

ウ 回答 入札参加資格を有する者のみにメールにて回答する。

7 入札事項など

(1) 予定価格 2 台あたりの 60 か月分のリース料の合計 6,072,000 円（税込み）

※入札金額は、仕様書に基づく 60 か月分のリース料（税抜き）2 台分を記載し、2 台分の合計金額の最低価格の入札者を落札者とする。なお、リース期間内の月額リース料は、同一金額となるように算定すること。

※リース料の積算に当たっては、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金は控除せずに見積もること。（リース料については補助金交付決定後に変更契約を行う。）

(2) 最低制限価格の設定

無し

(3) 調査基準価格の設定

無し

(4) 入札保証金

免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の 100 分の 5 以上の額とする。

(5) 契約保証金

粕屋町財務規則（平成 5 年粕屋町規則第 10 号。以下「規則」という。）第 123 条及び第 124 条のとおり。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 104 条各号のいずれかに該当する入札に示した無効の要件に該当した者は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、3 の各号に掲げる資格を欠いた者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

(7) 前払金の適用

無し

(8) 入札書などが提出期限までに介護福祉課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書に記載した 2 台分の合計金額と 1 台あたりの内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

(13) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効

等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。

(14) 現場説明会を行わない。

(15) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

8 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 住民福祉部 介護福祉課 担当：井上

TEL：(092) 938-0229 / FAX：(092) 938-9522